

2 避難者への各種支援

(1) 避難所等での支援

① 避難所運営及び避難者の健康維持に関する依頼等

ア 「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」

被災者が集団で生活する避難所の運営・管理における留意事項等を国が取りまとめたガイドライン（厚生労働省健康局総務課地域保健室）について、各市町村を通じた情報提供を行った。

イ 「避難所における熱中症予防について」

避難生活が長期化する中、夏場を迎えるにあたり、避難所で生活される被災者（特に高齢者・障害者・小児等）の熱中症による健康被害を未然に防止するため、国が作成した熱中症予防リーフレット（H23.6.3厚生労働省健康局総務課地域保健室）について、各市町村を通じた情報提供を行った。

ウ 「公営住宅・民間住宅等に居住する避難者の健康管理について」

住宅で生活する避難者についても熱中症等による健康被害が心配されることから、各市町村が管理する公営住宅等における住環境の整備等を依頼するとともに、特に高齢者や障害者のみの世帯、あるいは単身で暮らす世帯に対し、保健担当部局や県保健福祉事務所、地域の民生委員・児童委員とも連携した戸別訪問等による見守り活動の実施を各市町村へ依頼した。

② 集団的避難者に対する健康相談等

福島県南相馬市から集団的な避難をしてきた方々が生活する吾妻、利根沼田県民局において、各保健福祉事務所の保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難者のこころと体の健康維持を支援した。

・吾妻地域

実施日 平成23年3月17日、18日

実施場所 コニファーいわびつ、ふれあいの郷

対応者 吾妻保健福祉事務所保健師2名

・利根沼田地域

実施日 平成23年3月29日～4月28日の間に18日

実施場所 各避難者の滞在場所（民宿等）

対応者 利根沼田保健福祉事務所職員が各日2名対応

（保健師1名＋他の技術職員1名（放射線技師・臨床検査技師等））

③ バスによる県有施設招待

生活文化部文化振興課では、県内に避難している被災者の方々が少しでも元気を取り戻していただけるよう、被災者や市町村等からの要望に応じ、バスを借り上げて県有施設へ日帰りで招待した。

・事業概要 日帰りバスツアー（昼食付き）、費用無料

県有施設を中心に、被災者の要望を取り入れてコースを設定

・開催実績 参加者数 385名

4/6 みなかみ町（いわき市） 22名 自然史博物館

4/23 片品村（南相馬市） 340名 自然史博物館

5/22 みどり市他（福島県内） 23名 ぐんま昆虫の森

④ 県立美術館・博物館等における東日本大震災被災者の入館料等免除

東日本大震災の被災者を対象に、県立美術館・博物館、ぐんま天文台、ぐんま昆虫の森、県生涯学習センター少年科学館の入館料等を無料にした。

⑤ 県内避難者の意向調査

福島県の依頼にもとづき、今後の震災被災者支援に資するため、県内へ避難してきた方を対象として、旅館・ホテル、避難所等に避難している方の今後の避難先に係る希望や就労に関する意向などについて、平成23年4月11日から20日まで市町村経由のアンケート方式で実施した。

【調査項目】世帯の状況、避難理由、新たな避難先の希望、就労に関する意向など

⑥ 障害福祉関係調査等

県内避難所に避難している方のうち障害のある方について把握するため、市町村を通じて調査を行い、4月末に状況をまとめた。その結果、35市町村のうち21市町村で障害のある方42名（身体28名、知的7名、精神7名）を把握しており、要望に応じて補装具の給付、児童デイサービス利用、自立支援医療など障害福祉サービスの提供などを行っている状況であった。

また、震災被災者支援室が発行する「避難者支援だより」第14号として、「障害のある方への支援のご案内」を5月31日付けで発行し、各種相談や手続きなどについて問い合わせ先などの情報提供を行った。

(2) 応急仮設住宅の提供

総務部震災被災者支援室及び県土整備部建築住宅課は、県営住宅の空等での受入れに加え、民間賃貸住宅の所有者及び管理者の協力を得て、避難者に対し応急仮設住宅としての避難施設を提供した。

① 県営住宅への受入れ

県は、住宅を失ったり放射線被害で住宅に住めないなど、被災3県から本県に避難してくる方々の一時的な居住の安定を図るために県営住宅を提供することを決定した。3月15日から38戸で受入れを開始し、2日後の17日には申込みで満室となった。

また、総務部震災被災者支援室が行った「東日本大震災に伴う県内避難者の意向調査結果」（平成23年4月11日～20日実施）において、現在の避難先（旅館・ホテル等）の受入期間が満了した場合の新たな避難先として、400名超の方々が公営住宅等への移動を希望していることが判明したことから、県営住宅107戸（前橋市内広瀬第一団地）の追加募集を開始するなど、順次提供戸を増やすことにより5月までには148戸で受け入れ可能となるなど、積極的な震災避難者の受入れを行った。

県内市町村や住宅供給公社も公営住宅の提供を決定し、3月17日時点では約300戸が受け入れ可能となっていた。

県営住宅の受入れに当たっては、すぐに生活できるようコンロ、照明器具、給湯器、浴槽などの設備設置を行うとともに、日本赤十字社による「生活家電セット」（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット）の寄贈について案内を行っている。また、夏の猛暑に際しては、熱中症予防の必要から希望世帯にエアコンの設置を行った。避難入居者の健康管理にも配慮し、保健師による訪問活動を実施している。

【参考】県営住宅の受入概要

・対象者

平成23年3月11日に発生した平成23年東日本大震災により家屋が被害を受けた方及び原子力発電所事故により被災県の住居に住めない理由がある方。

・根拠

地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可（群馬県県営住宅管理条例第5条に規定する収入、同居、県内居住又は勤務、住民税無滞納の各入居要件は問わない。また敷金及び連帯保証人は不要。）

・入居期間

入居の許可期間は入居日から1年以内とするが、許可期間が満了するごとにその翌日から1年以内の延長を申請により認める。

・使用料（家賃、敷金） 全額免除

・対象団地及び戸数

前橋市内4カ所（田口、萱野、広瀬第一、岩神）、高崎市内2カ所（城山、下河原）、桐生市内1カ所（城ノ岡）、太田市内4カ所（鳥山、浜町、矢場、成塚）

県営住宅入居者（応急仮設住宅）の推移

（申込み時点から計上）

	設置 戸数 (戸)	平成23年 3月15日		3月16日		3月17日		3月20日		3月31日		4月30日		5月31日	
		戸 数 (戸)	人 数 (人)	戸 数 (戸)	人 数 (人)	戸 数 (戸)	人 数 (人)	戸 数 (戸)	人 数 (人)	戸 数 (戸)	人 数 (人)	戸 数 (戸)	人 数 (人)	戸 数 (戸)	人 数 (人)
		避難元	福島県	-	14 74	17 88	40 185	40 185	39 187	37 180	31 149				
	宮城県	-													
	岩手県	-	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	2 3					
設置場所	前橋市内	112	2 8	2 8	5 19	5 19	5 17	3 12	2 8						
	高崎市内	13	9 47	10 51	13 53	13 53	12 62	13 66	13 60						
	桐生市内	6	4 21	4 21	6 30	6 30	6 30	5 26	3 16						
	太田市内	17		2 10	17 85	17 85	17 80	17 78	15 68						
	合計	148	15 76	18 90	41 187	41 187	40 189	38 182	33 152						
	前回との戸数差	-	-	3	23	0	▲1	▲2	▲5						
	前回との人数差	-	-	14	97	0	2	▲7	▲30						

	設置 戸数 (戸)	6月30日		7月31日		8月31日		9月30日		10月31日		11月30日		12月28日	
		戸 数 (戸)	人 数 (人)	戸 数 (戸)	人 数 (人)	戸 数 (戸)	人 数 (人)	戸 数 (戸)	人 数 (人)	戸 数 (戸)	人 数 (人)	戸 数 (戸)	人 数 (人)	戸 数 (戸)	人 数 (人)
		避難元	福島県	-	35 149	37 152	36 139	47 166	48 163	48 163	48 163				
	宮城県	-													
	岩手県	-	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3			
設置場所	前橋市内	112	2 8	4 11	6 15	18 46	20 49	20 49	20 49	20 49	20 49	20 49			
	高崎市内	13	13 51	13 51	13 51	13 51	13 51	13 51	13 51	13 51	13 51	13 51			
	桐生市内	6	6 21	6 21	6 21	6 21	6 21	6 21	6 21	6 21	6 21	6 21			
	太田市内	17	16 72	16 72	13 55	12 51	11 45	11 45	11 45	11 45	11 45	11 45			
	合計	148	37 152	39 155	38 142	49 169	50 166	50 166	50 166	50 166	50 166	50 166			
	前回との戸数差	4		2	▲1	11	1	0	0						
	前回との人数差		0	3	▲13	27	▲3	0	0						

（平成24年1月以降も入居受入れ継続）

② 民間賃貸住宅等への受入れ

県では、国の通知（「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」H23.3.19社援総発0319第1号厚生労働省社会・援護局総務課長）及び被災県（岩手県・宮城県・福島県）からの要請を受けて、総務部震災被災者支援室と県土整備部建築住宅課が連携して、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて避難者へ提供した。

ア 群馬県住宅供給公社賃貸住宅（県借り上げ）で受入れ

県が借り上げた群馬県住宅供給公社の公社賃貸住宅へ平成23年3月20日から順次避難者を受け入れてきたが、平成24年2月8日現在において、11戸・34名の方々が公社賃貸住宅にて避難生活を送っている。

- ・前橋市内（広瀬・大和根）
- ・高崎市内（ナイス21いろいろ）
- ・桐生市内（レスポワール錦）

公社賃貸住宅への避難者受入れ状況【平成24年2月8日現在】

施設名称	施設所在地	受入れ可能戸数	受入れ可能人数	受入れ済戸数	受入れ済人数	残り戸数	残り人数	受入れ可能期間	備考		
									受入れに係る経費負担	※食事をまかなえるか等	その他条件等
1 広瀬	前橋市広瀬町2-27-1	7	28	7	20	0	0	1年	なし		
2 大科根	前橋市大科根町1-14-2	2	8	2	8	0	0	1年	なし		
3 ナイス1 いづか	高崎市藤塚町5-557-2	1	4	1	3	0	0	1年	なし		
4 レスポワール 錦	桐生市錦町5-557-2	1	4	1	3	0	0	1年	なし		
合 計		11	44	11	34	0	0				

※受入れ可能人数については、一戸当たり4名入居可能と考えて計算。

※受入れ可能期間については、1年以内の延長可能。

イ 民間賃貸住宅（県借り上げ） 県内全域の民間アパート等で受入れ

県が借り上げる民間賃貸住宅については、当該住宅の所有者又は管理者等の協力を得て、平成23年8月から入居申し込みの受付を開始した（300戸）。

避難生活が長期化する中で、県内の一次避難所（公営住宅、旅館・ホテル等以外の公施設）やホテル・旅館、あるいは親族・知人宅、別荘等からの転居を希望する方や、被災三県から新たに本県への避難を希望する方、また、既に自己で契約等し県内民間賃貸住宅に入居している方のうち、県が新たに借り換え契約を行うことを希望する方々に対し、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として提供した。

なお、入居対象者については、被害の甚大であった被災地（岩手県・宮城県・福島県）からの避難者とし、岩手県・宮城県からの避難者については、震災のため全壊・半壊・全焼・流失等により住居を失った方、福島県からの避難者については、避難指示等（自主避難含む）により長期の避難が必要な者であって、かつ、通勤・通学・通院・介護等のため、県・市町村営の公営住宅に入居できない方を対象とした。

原子力発電所事故による放射線被害の見通しが立たないことから、発災から1年がたとうとするなかでも新たな避難者の入居が継続している。

避難入居者には県営住宅への避難者と同様に、生活必需設備設置の対応や日本赤十字社による「生活家電セット」の案内を実施している。

また、太田市をはじめ県内の一部市町村においても、各自治体が民間賃貸住宅を借り上げて避難者へ提供する動きが見られた。

民間賃貸住宅借上げ（応急仮設住宅）の入居者の推移（群馬県実施分）

（入居時点から計上）

		平成23年											
		8月1日		9月1日		10月1日		11月1日		12月1日		12月31日	
		戸数 (戸)	人数 (人)	戸数 (戸)	人数 (人)	戸数 (戸)	人数 (人)	戸数 (戸)	人数 (人)	戸数 (戸)	人数 (人)	戸数 (戸)	人数 (人)
避難元	福島県	11	33	75	217	118	343	143	414	165	470	178	498
	宮城県	1	2	3	5	5	8	6	10	6	10	6	10
	岩手県	1	1	1	1	1	1	2	3	2	3	2	3
設置場所	前橋市内			7	18	11	29	16	42	17	43	20	51
	高崎市内	2	8	11	38	23	70	30	94	34	98	36	100
	桐生市内	1	2	6	12	6	12	6	12	6	12	6	12
	伊勢崎市内	1	4	9	24	16	44	19	51	22	57	23	58

太田市内			2	6	7	25	11	35	17	53	17	53
沼田市内	1	3	7	20	13	40	13	40	13	40	13	40
館林市内			2	6	2	6	6	14	10	28	10	28
渋川市内											1	2
藤岡市内	7	18	11	26	12	28	12	28	12	28	14	33
富岡市内			3	6	5	14	6	18	6	18	6	18
安中市内					1	2	2	7	2	7	2	7
吉岡町内			1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
中之条町内			3	10	3	10	3	10	3	10	3	10
草津町内					3	3	3	3	3	3	3	3
高山村内			1	3	2	6	2	6	2	6	2	6
東吾妻町内			5	20	5	20	5	20	5	20	5	20
玉村町内			1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
明和町内			5	16	6	22	7	25	11	38	12	41
千代田町内			1	1	3	4	4	5	4	5	6	10
大泉町内			3	6	3	6	3	6	3	6	3	6
邑楽町内	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3
合計	13	36	79	223	124	352	151	427	173	483	186	511
前回との戸数差	-	-	66		45		27		22		13	
前回との人数差	-	-		187		129		75		56		28

※宮城県からの避難者の入居申込受付は、平成 23 年 12 月末をもって、岩手県については、平成 24 年 2 月末をもって終了した(被災県からの終了要請)。

③ 応急仮設住宅へのエアコン設置について

前年の夏において、過去に例をみないほどの猛暑が続き、熱中症による緊急搬送件数や死亡者数が大幅に増加するなど、健康被害が数多く発生したことに加え、避難者にとって慣れない土地での避難生活を強いられることや厳しい電力供給の状況を踏まえた節電が想定される中で、公営住宅等における熱中症予防は、重要な課題であった。そこで、県土整備部建築住宅課では、県営住宅及び県が借り上げ提供する群馬県住宅供給公社の賃貸住宅に入居中の避難者のうち、希望する全世帯に対しエアコンを設置した。エアコン設置実績：全47戸（県営住宅38戸、県住宅供給公社賃貸住宅9戸）

また、県借り上げ民間賃貸住宅については、貸主がエアコンを設置した場合、条件により、月々の借り上げ家賃に上乗せできる加算制度（上限5千円）を併設し、夏期における避難者の熱中症予防対策に重点的に取り組んだ。

（3）物的支援

県内に居住する避難者に対して、避難者の生活状況を把握し、市町村や県地域機関と連携して日用品等の救援物資を提供した。

避難者の避難先への物資支援にあたっては、避難者同士の交流促進を図り、避難者のネットワークづくりやコミュニティ形成支援等に資する取り組みとして実施した。

① 物資支援

県民や企業等から提供いただいた救援物資(H23.3.18～4.11受付)を要望に応じて、市町村や行政事務所と連携して県内避難所等へ搬送するとともに、旧保育大学校にて、平成23年11月17日から20日まで物資配布会を開催するなど物資支援を行った。

【実績】延べ 102 カ所（延べ 28 市町村）※ H24.3.6 現在（継続中）

県で受付した主な救援物資

・保存食	・粉ミルク	・ほ乳びん	・乳児用紙オムツ	・大人用紙オムツ
・生理用品	・使い捨てカイロ	・毛布	・衣服	・下着
・ティッシュペーパー	・トイレットペーパー	・マスク	等	

② 日本赤十字社による避難者への生活家電セットの寄贈

日本赤十字社が実施する被災県から本県へ避難する者に対する生活家電セットの寄贈について、県内受入れ各市町村及び被災県災害対策本部等と連携し、対象となる避難者の意向確認から生活家電セットの支給決定事務までを行い、被災者の生活支援に資する取り組みを実施した。

・ 寄贈対象者

被災地（岩手県・宮城県・福島県・茨城県）からの避難者であって、以下のいずれかの入居者（既入居者及び入居予定者）

公営住宅（県営・市町村営問わず）

県又は市町村が避難者向けに借り上げた民間賃貸住宅

雇用促進住宅等、応急仮設住宅としてみなせるもの

※旅館・民宿や、公営宿泊施設等の避難所に居住する者は寄贈対象外

・ 生活家電セットの内容

以下の6点を1セットとし、1世帯（1戸）あたり1セットを寄贈

洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット

※必要な物品のみ単品で選択することも可能

・ 寄贈実績（平成24年2月8日現在 ※継続中）

全525世帯

避難元別内訳…福島県498世帯、岩手県10世帯、宮城県17世帯、茨城県なし

（4）情報提供

県内避難者へ各種支援等の情報を届けるため、情報誌「避難者支援だより」を発行し、市町村を通じて避難者への戸別配布、市町村役場内又は避難者交流拠点等の情報コーナーへの掲示を依頼した。

また、被災者の避難元の情報提供として、福島県災害対策本部及び福島県からの本県駐在員等と連携して各市町村及び支援団体へ福島県からのお知らせや地元新聞（福島民報・福島民友）の各種情報を提供した。

生活支援情報の提供にあたっては、避難者同士の交流促進を図り、避難者のネットワークづくりやコミュニティ形成支援等に資する取り組みとして実施した。

○避難者への生活支援情報等の提供（実績）

「避難者支援だより」（H23.4.11第1号発行）※（継続中）

号	発行日	タイトル・内容
第1号	H23.4.11	県で保有する救援物資の供給について
第2号	H23.4.11	生活支援(福祉)制度のご案内
第3号	H23.4.11	就労・雇用支援に関する情報
第4号	H23.4.11	医療と健康に関する情報
第5号	H23.4.11	専門家による困りごと相談のご案内
第6号	H23.4.22	子育てに関する相談窓口のご案内（第1弾）
第7号	H23.4.22	子育てに関する相談窓口のご案内（第2弾）
第8号	H23.4.22	子育て家庭へのお役立ち情報
第9号	H23.4.22	就労・求人に関する情報（漁業関係）
第10号	H23.5.13	震災に係る銀行の対応及び電話相談窓口について
第11号	H23.5.13	税金に関する特例措置のご案内
第12号	H23.5.13	就労・求人に関する情報（農業関係）
第13号	H23.5.31	医療と健康に関する情報 第2弾
第14号	H23.5.31	障害のある方への支援のご案内
第15号	H23.5.31	女性に対する暴力に関する相談等のご案内
第16号	H23.6.13	栄養電話相談のご案内
第17号	H23.6.24	夏季における健康管理 熱中症にご注意
第18号	H23.7.14	医療機関の受診について（7月1日からの取扱い）
第19号	H23.8.1	生活復興支援資金のご案内
第20号	H23.8.23	医療機関の受診について
第21号	H23.8.30	被災者生活再建支援制度の申請手続きのご案内

(5) 就労支援

総務部震災被災者支援室と産業経済部労働政策課では、群馬労働局（ハローワーク）における就職支援に繋げるとともに、避難者の意向や要望を踏まえ、個別の支援が必要な避難者に対しては、県独自のきめ細かな支援を実施した。

① 緊急雇用創出基金を活用した雇用の創出

緊急雇用創出基金を活用して、本県へ避難している被災者の雇用に創出した。

県・市町村と合わせて 293 人分の雇用枠により、平成 24 年 2 月末現在で 63 人の方の雇用がされている。

区分	実施者	事業名	被災者雇用枠	被災者雇用総数	事業概要
震災等緊急雇用対応事業	県 (各所属)	臨時職員の雇用	56	15	臨時職員として雇用。
	県 労働政策課	地域人材育成のための就業体験事業	62	9	OFF-JTを組み合わせて実施することにより、就労とスキルアップを支援。
	県 産業政策課	東日本大震災に係る被害等調査業務	2	1	県内の事業者の被害状況を把握するため、震災の被害等調査の定期的実施。
	前橋市	史跡等周辺環境整備事業	5	0	臨時職員として雇用。
	前橋市	臨時職員の雇用	32	6	臨時職員として雇用。
	桐生市	食材放射能測定検査事業	2	0	臨時職員として雇用。
	中之条町	農産物等の放射性物質検査事業	2	0	臨時職員として雇用。
	嬭恋村	就農希望者支援事業	50	10	就農希望者を雇用し、農家での実習により、就農に必要な実践的な技術習得。
	片品村	被災者用巡回車運行事業	8	6	被災者専用の巡回車の運行と、各宿泊施設や被災者への書類の配布等の実施。
	片品村	被災者用憩いの場運営事業	10	6	被災者の「憩いの場」の運営、河川・道路の清掃や花植え等の環境美化。
	明和村	臨時職員の雇用	2	2	臨時職員として雇用。
		計		231	55
緊急雇用事業	県 蚕糸園芸課	河川における外来魚駆除事業	2	0	コクチバスの駆除及びリリース禁止のパトロール事業や河川清掃作業。
	県 警本部	犯罪防止パトロール事業	15	1	公園、駐輪場等の防犯パトロールや振り込め詐欺防止の広報啓発活動。
	県 警本部	子ども・女性安全対策事業	15	1	帰宅時間帯等の防犯パトロール、危険箇所等での防犯パトロール等の実施。
	県 警本部	犯罪防止夜間パトロール事業	15	0	コンビニ等夜間営業している事業所へのパトロールの実施。
	前橋市	東日本大震災避難者支援事業	2	2	被災者への情報提供のための資料作成、市居住者へ入居している被災者への事務連絡、被災者の心のケアの実施。
	前橋市	臨時職員の雇用	1	1	臨時職員として雇用。
	高崎市	求人開拓促進事業	4	0	新規求人事業所の掘り起こしと、求人情報サイトの構築。
	太田市	臨時職員の雇用	8	3	臨時職員として雇用。
		計		62	8
合計			293	63	

② 被災者向け求人情報の収集・提供

県独自で被災者を雇用する企業の求人開拓を行い、被災者向けの求人情報を収集するとともに、群馬労働局が持つ被災者向けの求人情報と一元化し、市町村を通じて週1回ペースで情報提供した。

③ 個別就労支援

ハローワークによる支援だけでは就労が困難な被災者の方に対し、県独自で個別対応によるきめ細かい就労支援を行った。

平成24年2月末現在で、個別就労支援者の総数は28人で、このうち3人の就職が決定している。



<右図：個別就労支援ポスター>

④ 労働・雇用に関する相談窓口の設置・セミナーの開催

労働や雇用に関する様々な悩みや疑問に対応するため、各種相談窓口の設置やセミナーの開催による、きめ細かな対応を行った。

ア 被災者のための労働・雇用なんでも相談の実施（県民労働相談センター）

被災者が抱える労働・雇用に関するあらゆる悩み（雇用契約、雇用保険、仕事に関する悩み等）について、フリーダイヤル（通話料：県負担）を利用し、相談者の立場に立った相談、助言を実施した。

イ 総合的な相談の実施

群馬労働局等関係機関と連携し、生活支援に幅広く対応した、福祉・暮らし・雇用・労働・メンタルヘルス等の相談会を避難場所等で開催した。

ウ 「がんばろう群馬！緊急就活応援ホットライン」の開設

「がんばろう群馬！緊急相談窓口」を設置し、今春就職予定で、内定取り消しや入社時期の延期を受けた者を対象とした相談をフリーダイヤルで実施した。

エ ミニセミナーの開催

本県での就職先の探し方、履歴書・職務経歴書の書き方、面接対策などの実践的な指導を行うミニセミナー（「求職者のための就職支援塾」）を、避難者が多い片品村、東吾妻町にて開催した。

- ・片品村（7月7日開催）
会場：片品村役場2階会議室
（2名参加）
- ・東吾妻町（7月27日開催）
会場：ユニファー岩櫃体育館
（12名参加）



<ミニセミナー（ユニファー岩櫃体育館）>

(6) 就学支援

① 義務教育学校

ア 「被災児童生徒受入れの手引き」の作成

被災し、県内に避難してきた児童生徒の小中学校への受入れがスムーズに進み、児童生徒が安心して学校に通えるよう、平成23年3月28日付けで「被災児童生徒受入れの手引き」を作成し、入学・転入学先の学校指定までの流れや、指導要録・出席簿の作成方法、教科書の給与等について示した。

イ スクールカウンセラーの派遣

被災した児童生徒の心のケアを図るため、国の緊急スクールカウンセラー派遣事業を活用し、平成23年6月17日から平成24年3月2日まで、15市町村の小学校28校、中学校5校にスクールカウンセラー27名を派遣した。

ウ 上毛かるた等の配付

被災し県内に避難してきた児童生徒に「上毛かるた」と副読本『上毛かるた』で見つける群馬のすがた」を配付し、本県のことを知ってもらうとともに、「上毛かるた」を活用して被災した児童生徒と地元の児童生徒との交流が図れるようにした。

エ 就学支援援助

被災により経済的理由から就学が困難となった世帯の幼児児童生徒に、緊急的な就学支援を実施するため、国の平成23年度第1次補正予算で創設された被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用し(既設の群馬県高校生等修学支援基金を經由)、市町村に対する補助経費を措置した。これによる就学支援の対象者(23年度実績)は延べで、幼稚園児56名、小中学校児童生徒332名の計388名、29,310千円となっている。

なお、この被災幼児児童生徒就学援助事業は、国の平成23年度第3次補正予算で24年度から26年度までの3カ年間で見込まれる経費も措置されたため、本県においてもさらに3カ年間延長して実施する予定である。

② 高等学校

「東北地方太平洋沖地震における被災地域の生徒等の群馬県立高等学校等への転入学等の取扱指針」(平成23年3月25日付け高教第311-10号高校教育課長通知)により、被災生徒等が県立高等学校等への転入学等を希望してきた場合は、校長の裁量により可能な限り弾力的な対応を行うこととし、これにあわせて、3月28日付け知事専決処分により群馬県立学校の入学料等に関する条例の一部を改正し、受検料及び入学料の免除に係る規定を新たに設けた。これにより平成24年3月までに延べ34名の被災高校生を受入れた(このほかに市立高等学校で2名受入れ)。

なお、平成24年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項に基づき、県立高等学校への入学を志願する被災生徒についても、「東日本大震災により被災した生徒等の群馬県立高等学校等への入学等の取扱指針」(平成24年1月17日付け高教第311-20号高校教育課長通知)により、引き続き受検料及び入学料を免除することとした。また、平成24年度中の選抜実施要項に依らない転入学についても、引き続き弾力的な対応を行うこととし、受検料及び入学料を免除することとした。

さらに転入学後においては、被災高校生27名(実人員)に対し、教育活動の範囲内で必要となる教材等(教科書、副教材、体育着、実習着、制服等)を現物給付し、その修学を支援した。

③ 特別支援学校

「東北地方太平洋沖地震における被災地域の幼児児童生徒の特別支援学校等への転入学等について」(平成23年3月29日付け特支教第30093-10号特別支援教育室長通知)により、被災幼児児童生徒が県内公立特別支援学校へ転入学等を希望してきた場合は、小中学部への希望者は「区域外就学」の手続きを行うこととし、幼稚部・高等部については、校長の裁量により可能な限り弾力的な対応を行うこととした。

さらに、転入学後においては、被災特別支援学校生3名に対しては、保健福祉関係部局と連携して、障がいの状態等への配慮など、十分な支援が実施できるようにした。

④ 総合教育センター

総務部震災被災者支援室発行の「避難者支援だより」に各種相談窓口の連絡先を掲載したところ、特別支援の対象となる被災者の保護者から電話相談があり対応した。

- ・相談件数 2件
- ・相談内容 県内への転校、ADHDに対応する医療機関の紹介

(7) その他

① NPOやボランティア等による支援

避難者受入れ自治体による支援に加え、NPO法人やボランティア等による避難者支援活動（各種イベント招待、地域住民や避難者同士の交流会、義援金や物資支援等）が、県内各地域で活発に行われた。

一例として、県では、最大時 900 名を超える避難者を受け入れた片品村で支援活動を行うボランティアグループ片品むらていあ主催の写真展「小さな村、片品村で起こったこと」を平成 23 年 8 月と 10 月、県庁と利根沼田県民局において実施し、福島県から片品村へ避難した市民の生活やそれを支えた村民の姿（子どもたち、高齢者、受け入れ宿、医療介護活動、ボランティアなど 120 日間の記録）が伝えられた。

② 被災者等の放射線測定・健康相談

健康福祉部では、被災者等の健康に対する不安を取り除くため、各保健福祉事務所及び保健予防課において、健康相談及び放射線による表面汚染調査を実施した。（健康相談は群馬県民も対象、表面汚染検査は原則として避難者を対象）

【実施件数】（平成 24 年 2 月 8 日現在※継続中）

- ・放射線測定 914 件
- ・健康相談 2,919 件

③ 火葬等の対応

被災県からの要請により、震災により被災された方々や福島原子力発電所事故の影響により群馬県内に避難した方々で、病状の悪化などにより死亡し、親族がいない場合、親族が被災者等で対応できない場合、災害救助法を適用し、火葬等の対応を実施した。

④ 避難者同行ペットの一時預かり

被災家庭動物の受入れ等について、「東北地方太平洋沖地震被災家庭動物の受入れに係る実施要領」を定め、動物管理センターにおいて避難者が同行した犬・ねこの一時預かり等を実施するとともに、群馬県獣医師会、動物愛護団体等に協力を依頼した。

⑤ 被災農業者への情報の提供

農政部では、県内における受入可能（賃貸等が可能）な農地や利用可能な施設、機械、住宅等情報を収集し、農林水産省の運営する「農山漁村被災者受入情報システム」等を通じて被災農業者へ情報提供した。

⑥ 被災自治体等と連携した避難者支援事業 ※【】内は主催者

ア ふるさとふくしま暮らしサポートミーティングの開催【経済産業省】

福島県外の避難者を対象に、出身市町村の自治体情報をはじめ、暮らしや雇用・各種申請に関する相談、出身市町村の方々とふれあい等をねらいとした「暮らしサポートミーティング」が、平成 24 年 2 月、前橋市内の会場で行われた。

イ ふるさとふくしま巡回相談ステーション（巡回就職相談会）の開催【福島県】

福島県内での就職活動の仕方、求人情報の案内や職業紹介、国や福島県の就労支援施設の活用方法など福島県の相談員が巡回して避難者の就労に係る悩みごとに応える「巡回就職相談会」が、平成 23 年 11 月以後、前橋市・高崎市・太田市内の各会場で実施され、群馬県内避難者が参加した。

ウ 福島県南相馬市からの避難者と南相馬市職員との懇談会の開催【福島県南相馬市】

福島県南相馬市の今後の除染・復興計画等の説明、避難市民の要望事項の聴き取り等を目的とした懇談会が、5 県民局単位に平成 24 年 2 月 4 日・5 日の 2 日間、群馬会館、高崎市役所、吾妻・利根沼田・東部県民局の各合同庁舎を会場に実施され、南相馬市出身の群馬県内避難者が参加した。

（いずれも平成 24 年 2 月 8 日現在※継続中）

3 秋篠宮同妃両殿下 県内避難所ご訪問

両殿下は、平成 23 年 4 月 25 日（月）に来県され、中之条合同庁舎で、知事から本県の避難者の受入状況の説明を受けられた後、避難所となっている東吾妻町のホテル「ユニファーいわびつ」と温泉施設「岩櫃ふれあいの郷」を訪問された。

「ユニファーいわびつ」では、輪投げなどの室内レクリエーションをしている避難者、「岩櫃ふれあいの郷」では、ホールで体操をしていた避難者の一人一人に励ましの声を掛けて回られた。

■ユニファーいわびつ



■岩櫃ふれあいの郷

